

高知工業高等専門学校地域連携センター規則

制 定 平成19年3月30日
一部改正 平成31年1月17日

(趣旨)

第1条 高知工業高等専門学校内部組織規則第3条第6項の規定に基づき、高知工業高等専門学校地域連携センター（以下「センター」という。）に関し、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 センターは、地域との連携を密とし、高知工業高等専門学校（以下「本校」という。）の有する人的・物的資源を有効に活用することにより、地域の活性化や産業振興に寄与するための拠点、出前事業や企業における人材育成事業など地域における教育支援の実践や、独立行政法人国立高等専門学校機構以外の者との共同研究等の実施による技術力の向上など、地域文化の向上に資することを目的とする。

(業務)

第3条 センターは、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 地域の活性化及び産業振興につながる各種プロジェクトの企画・立案と実施に関すること。
- (2) 産業界等との共同研究、受託研究、技術相談、技術指導等に関すること。
- (3) 学内及び大学等との共同研究の推進に関すること。
- (4) 地域における文化的・科学的イベント及び出前事業の実施に関すること。
- (5) 公開講座及びリカレント教育に関すること。
- (6) その他地域連携に関すること。

(組織)

第4条 センターに、次の各号に掲げる教職員を置く。

- (1) センター長
- (2) 副センター長
- (3) その他校長が必要と認めた者 若干名

(運営委員会)

第5条 センターに、その運営に関する重要事項を審議するため運営委員会を置く。

- 2 運営委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(事務)

第6条 センターに関する事務は、総務課及び学生課が連携して処理する。

(雑則)

第7条 この規則に定めるもののほか、センターの運営に関し必要な事項については、別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 高知工業高等専門学校産学技術交流推進室規則（平成10年3月5日制定）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成31年1月17日から施行する。